調査票３（地域資源活用価値創出整備事業）

# 第1　事業者情報

|  |  |
| --- | --- |
| ①　要望提出者（事業実施主体）、代表者職氏名及び連絡先 | 要望提出者：  代表者職・氏名：  所在地  電話番号：  メール：  消費税の課税区分：　本則課税　・　簡易課税　・　免税 |
| ②　連絡先担当者職氏名  ※　代表者以外の方への連絡等を希望する場合に、記入してください。 | 連絡先担当者職・氏名：  電話番号（固定）：  電話番号（携帯）：  メール： |
| ③　「農林漁業者の組織する団体」の構成員  ※　農林漁業者の組織する団体が事業実施主体になる場合は、団体を構成する各事業者について、それぞれ記載してください。 | 構成する事業者名：  代表者職・氏名：  所在地 |
| 構成する事業者名：  代表者職・氏名：  所在地 |
| 構成する事業者名：  代表者職・氏名：  所在地 |

|  |  |
| --- | --- |
| ④　連携事業者  ※　事業の採択には、多様な事業者（事業実施主体を含む３者以上）が連携するネットワークを構築し、連携の目的及び事業実施主体と連携する事業者の成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書が作成されていることが必要です。 | 事業者名：  代表者職・氏名：  所在地 |
| 事業者名：  代表者職・氏名：  所在地 |
| 事業者名：  代表者職・氏名：  所在地 |

※　「農林漁業者の組織する団体」については、主たる構成員又は出資者に実施する事業の受益者である農林漁業者が３戸以上含まれており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる団体であるものです。

当該団体のうち法人格のないものについては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入又は脱退と関係なく、一体として経済活動を行う単位となっているものに限ります。

また、他の農林漁業者の組織する団体が主たる構成員又は出資者となっている法人並びに構成員又は出資者に３戸以上の農林漁業者を含まない団体であって農林漁業関連事業に常時従事する者を３人以上雇用し、又は常時雇用者を新たに３人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されているものを含みます。

※　メールアドレスは、関係書類の送付等に使用します。添付ファイル（マイクロソフトオフィスファイル（主にワード、エクセル文書）、ＰＤＦファイル、又はそれらのファイルをzip形式で圧縮したもの）の内容が確認できるパソコンなどのアドレスを記入することを推奨します。

なお、パソコンでの作業が困難な場合や、メールアドレスをお持ちでない場合や別途ご相談ください。

記載に当たって、項目数や行数が足りない場合などは、適宜追加してください。別葉でリ添付しても差し支えありません。

# ２　事業内容　※要望する事業に係る項目について記載してください。

|  |  |
| --- | --- |
| ①　事業メニュー  ※　補助の対象になる事業の一覧です。該当する事業にチェックしてください。  ※　各事業の具体的な内容は、要領別記２-３の別表を参照してください。 | １　農林水産物の加工、流通、販売等のために必要な施設（農林漁業者の組織する団体に限る。）  □(1)　農林水産物等の集出荷のために必要な施設  □(2)　農林水産物等の処理・加工のために必要な施設  □(3)　農林水産物等の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の総合的な販売のために必要な施設及び地域食材提供のために必要な施設  □(4)　農林水産物等の高付加価値化、地域の生産・加工との連携を図　る農林水産物等の生産・加工体験提供のために必要な施設  □(5)　捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設  □(6)　収穫後用病害虫防除のために必要な施設  □(7)　未利用資源をエネルギー化し、農林水産物等の加工・流通・販　売等施設へ供給するために必要な施設  □(8) (1)から(7)の附帯施設  ２　本事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等（農林漁業者の組織する団体に限る。）  □(1)　簡易土地基盤整備  □(2)　農業用水のために必要な施設  □(3)　営農飲雑用水のために必要な施設  □(4)　農林水産物等の生産に必要な施設  □(5)　乾燥調製貯蔵のために必要な施設  □(6)　育苗のために必要な施設  □(7)　水産用種苗生産・畜養殖のために必要な施設  □(8)　堆肥製造のために必要な施設  □(9)　新技術活用種苗等供給のために必要な施設  □(10)　特用林産物生産のために必要な施設  □(11)　農林水産物等運搬のために必要な施設  □(12)　未利用資源をエネルギー化し、農林水産物等の生産施設へ供給するために必要な施設  □(13) (1)～(12)の附帯施設  ３　農林水産物以外の地域資源を活用した新事業・サービス提供等のために必要な施設  □(1)　農林水産物以外の地域資源の処理・加工のために必要な施設  □(2)　農林水産物以外の地域資源の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物以外の地域資源の総合的な販売のために必要な施設  □(3)　農林水産物以外の地域資源の高付加価値化、地域の生産・加工との連携を図る農林水産物以外の地域資源の生産・加工体験提供のために必要な施設  □(4)　未利用資源をエネルギー化し、農林水産物以外の地域資源を活用した新事業・サービス提供施設に供給するために必要な施設  □(5)　地域資源を活用した起業のために必要な施設  □(6) (1)～(5)の附帯施設  ４　食品等の加工・販売のために必要な施設（中小企業者に限る。）  □(1)　農林漁業者等と連携する中小企業者が行う食品等の加工・販売のために必要な施設、食材提供施設、農林水産物等の生産・加工体験施設  □(2)　未利用資源をエネルギー化し、農林水産物等の加工・流通・販売等施設へ供給するために必要な施設  □(3)　(1)及び(2)の附帯施設 |
| ②　事業概要  ※　整備する施設・機器類やそこで生産する商品名、原料となる農水産物等、取組みの概要を具体的に記載してください。 |  |
| （「総合化事業計画」又は「農商工等連携事業計画」の認定に基づき事業を実施する場合に記載）  ③　認定申請の状況  ※これらの計画について、認定を受けている場合又は手続き中の場合は、現時点での計画または計画案を添付してください。 | １　「六次産業化・地産地消法」に基づく「総合化事業計画」又は「農商工等連携促進法」に基づく「農商工等連携事業計画」の**認定申請の手続き**  □済　　　□予定　（令和　　年　　月　　日頃申請）  ・申請手続き中の計画  （総合化事業計画　　農商工等連携事業計画） ※　該当するものに〇印を付けてください。  ・計画の申請手続き先  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ※　手続き先から認定予定時期について情報提供がある場合は、２の予定時期にも記入してください。  ２　**認定の時期**  □済　　　□予定（令和　　年　　月　　日頃認定） |
| （都道府県戦略又は市町村戦略に基づき事業を実施する場合に記載）  ④　戦略の区分 | １　該当する戦略  □都道府県戦略　　　□市町村戦略  ２　事業内容との関連性 |
| ⑤　総事業費  ※　補助金額を含む事業費の総額です。対象となる経費は、実施要領の別記２－３第１０をご確認ください。  ※　この補助金は実施要領の別記２－３第３の規定により、所定の機関から貸付等を受けることが必須です。  ※　借入金（予定額）及び他の助成金等（他の補助金や市町村の補助金など）の交付を受ける予定がある場合は、その金額等について記載してください。 | 総事業費 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円  そのうち  ・借入（予定）額  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円  ・借入先（借入手続き中の金融機関等）  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ・本補助金以外に受ける助成金等  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円  （助成金の名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  （助成予定者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  （市町村　・　国の機関　・　その他の団体） |
| ⑥　補助金要望額  (補助対象事業費×補助率)  補助率は条件により3/10または1/2以内です。  （実施要領の別記２－３第３の規定によります。） | 補助金要望額   　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |